

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	病院・医院のための医療法Q&A(追録77～79号) 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	11,220	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	問答式 廃棄物処理の手引 追録 外1点 買入	51:図書	新日本法規株式会社	19,700	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	水道六法 追録 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	34,320	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	食品衛生関係法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	97,438	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	廃棄物処理実務便覧 追録 買入	51:図書	第一法規株式会社	26,736	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	食品衛生関係法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	44,638	R4.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
7	令和4年度 全国食品衛生監視員研修会 研究発表等抄録 買入	51:図書	全国食品衛生監視員協議会	32,000	R4.12.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
8	保健衛生検査所のオートサンプルチェンジャーの修繕	28:理化学 機器	大研科学産業株式会社	69,300	R4.12.2	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
9	東部市場食品衛生検査所の亜硫酸定量装置の流量計交換修繕	28:理化学 機器	宮本理研工業株式会社	106,810	R4.12.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
10	地域保健関係法令実務便覧 買入	51:図書	第一法規株式会社	17,000	R4.12.8	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
11	結核登録者情報システム用端末機器借入 (再リース)	158:事務用 品賃貸	東京センチュリー株式会社	547,008	R4.12.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
12	医療費公費負担システム用端末機外1点借入 (再リース)	158:事務用 品賃貸	日信ITフィールドサービス株式会社	110,000	R4.12.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
13	保健管理システム及び衛生管理システム サーバ機器等 借入(再リース)	165:その他 賃貸	FLCS株式会社	313,038	R4.12.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

保健衛生検査所のオートサンプルチェンジャーの修繕

### 2 契約の相手方

大研科学産業 株式会社

### 3 随意契約理由

保健衛生検査所では、環境衛生監視員が有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき収去した衣料品について理化学検査を実施し、不良家庭用品を市場から排除することにより家庭用品の安全性を確保している。有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく検査においては、定められた基準値（吸光度差または ppm 単位を基準とした方法）により検査対象物が違反品か否かが判定されるため、迅速かつ非常に高度な精度が求められる。そのうち、オートサンプルチェンジャーは、有害物質を測定するにあたり迅速かつ非常に高度な精度で有害物質であるホルムアルデヒドを測定することができる機器であり、法律で定められた測定法に基づく検査を行う上で必要不可欠なものである。

今般、令和4年12月1日に家庭用品のホルムアルデヒド検査を実施した後の動作確認を行う中で、当該機器のノズルから出ているチューブの長さが異常に長い状態で動作が停止し、駆動用モーターの脱調と製造業者に連絡して指示を仰ぐ必要がある旨のエラーコードが表示された。従前よりチューブの長さを手動で再調整することによって、同様のトラブルを回避することができていたものの、今回はチューブの長さの再調整を施しても全く状態は変わらず、さらにエラーコードの表示が出たため、当該事象について製造業者に問い合わせたところ、当該機器の設定等の確認をしたうえで、駆動部分の動作確認や部品の交換等の修理を施す必要がある旨の回答があった。

オートサンプルチェンジャーは家庭用品のホルムアルデヒド検査において必要不可欠な機器であり、現在、代わりとなる機器がないため当該機器が使用できないことにより検査業務が滞り、次回の検査が同年12月6日に差し迫っている中で非常に多大な支障をきたしている。また、検査対象物を長期間保存することは検査結果に影響を与えるおそれがあるとともに、速やかに検査を行えないことは衣食住の安全・安心を提供する本市環境衛生行政に対する市民からの信頼を失うことにつながることから、早急に当該機器を修理する必要がある。

なお、製造業者に問い合わせたところ、修繕は代理店を窓口とした受付のみになるとのことであったため、その取扱いのある業者を示してもらったところ、当該機器の購入及び納品を行った実績のある上記業者が示された。上記業者に確認したところ、緊急対応が可能であるとの回答が得られたため、上記業者に依頼することとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号

### 5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06 - 6208 - 9981）

## 随意契約理由書

1 案件名称

東部市場食品衛生検査所の亜硫酸定量装置の流量計交換修繕

2 契約の相手方

宮本理研工業株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する亜硫酸定量装置は、宮本理研工業株式会社により製造された機器であり、宮本理研工業株式会社に確認したところ、当該機器の製造、修理等を全て自社で行っているとの回答があったため、宮本理研工業株式会社と契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06 - 6208 - 9996）

## 随意契約理由書

### 1 契約名称

結核登録者情報システム用端末機器借入（再リース）

### 2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

### 3 随意契約理由

結核発生動向の調査については、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づく結核発生動向調査事業として実施しており、現在は、国が設置する結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム（NESSID）〕（以下、「厚労省システム」という。）において、全国の結核発生状況が把握できる仕組みとなっている。

この厚労省システムは、各都道府県に設置される保健所単位で入力するよう運用されているが、本市においては各区保健福祉センターが結核患者の管理を行っている。そのため、厚労省システムを一部カスタマイズした「大阪市結核登録者情報システム」（以下、「独自システム」という。）を構築し、各区に設置している専用端末により、結核患者の情報の入力、帳票の作成・出力等の作業を実施できるようにしている。

この専用端末は、平成 29 年度に一般競争入札により東京センチュリー株式会社と約 5 年間の借入契約を締結しており、令和 4 年 12 月 31 日に契約期間が満了となることから、入札を行い、新たな専用端末を借り入れる予定としていた。

しかし、令和 4 年度に入ってから、関係部署との協議を踏まえ、独自システムの再構築を行う必要が生じたため、専用端末を使用する方法も含めた現行業務の見直し等を進めており、令和 6 年度中の新システムの構築、運用を目指しているところである。

また、本市業務系ネットワークは、最新の OS（Microsoft Windows 10 Enterprise LTSC 2021）に未対応であるが、独自システムの稼働に当たり、ダウングレードした OS 上での運用が保証されない状況があることや、新システム稼働までの短期間に新たなリース契約を行う場合、短期間に多額の経費を要することが想定される。

そうしたことから、新システムの稼働までの間、専用端末にかかる現行リース契約を可能な限り延長することが合理的かつ経済的であると判断し、令和 5 年 12 月 31 日まで現契約相手方と再リース契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0943）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

医療費公費負担システム用端末機外1点借入（再リース）

### 2 契約の相手方

日信ITフィールドサービス株式会社

### 3 随意契約理由

医療費公費負担システム用端末機外1点の長期借入契約について、現在は令和元年8月1日～令和4年12月31日まで長期借入契約を日信ITフィールドサービス株式会社と締結しており、契約期間満了後は保健医療対策課において当課端末含め一括入札で決定した事業者と新たな借入契約を締結する予定となっていた。

これについて、入札手続きを進めるにあたり市場の動向を確認したところ、世界的な半導体不足のため機器調達期間の見直しを行う必要が生じた。また、保健管理システム及び衛生管理システムの機能の一部が対象となっている国が整備する自治体のシステム標準化における調整及び本市が計画するシステム環境への移行時期の調整等に想定以上の時間を要するためとのことで、事務スケジュールを見直した結果、新たな借入契約が開始可能となる令和5年3月15日まで引き続き使用する必要が生じた。

当該期間においては、引き続き、再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、当該端末のリース契約相手である上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話番号 06-6647-0923）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

保健管理システム及び衛生管理システムサーバ機器等 借入（再リース）

### 2 契約の相手方

F L C S株式会社

### 3 随意契約理由

保健管理システム及び衛生管理システム用のサーバ機器等の取り扱いについては、現在は平成29年11月1日から令和4年12月31日まで長期借入契約をF L C S株式会社と締結しており、契約期間満了後は入札で決定した事業者と新たな借入契約を締結する必要がある。

これについて、入札手続きを進めるにあたり市場の動向を確認したところ、世界的な半導体不足のため機器調達期間の見直しを行う必要が生じた。また、保健管理システム及び衛生管理システムの機能の一部が対象となっている国が整備する自治体のシステム標準化における調整及び本市が計画するシステム環境への移行時期の調整等に想定以上の時間を要するため、事務スケジュールを見直した結果、新たな借入契約が開始可能となる令和5年3月15日まで引き続き使用する必要が生じた。

当該期間においては、引き続き、再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、当該サーバのリース契約相手である上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0685）